貨物自動車運送約款

平成三十一年四月

東北西濃運輸株式会社

目次

第一章　総則

第二章　運送業務等

第三章　附帯業務（第六十条・第六十一条・第六十二条）

第四章　運賃及び料金（第六十三条・第六十四条）

第五章　荷造り等（第六十五条・第六十六条）

第六章　引渡し（第六十七条・第六十八条）

第七章　運賃及び料金（第六十九条・第七十条）

第八章　荷受人に対する通知（第七十一条・第七十二条）

第九章　雑則（第七十三条・第七十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当社は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当社は、貨物利用運送を行います。

4　当社は、貨物自動車運送用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当社の運送する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この約款によります。

2　当社が運送契約を締結するに当たり、この約款によらない旨の申し出をしたときは、この限りでない。

（定義）

第三条　この約款において、次の用語の意味は、当社が運送契約を締結するに当たり、荷主に対して説明するものとします。

一　貨物　運送の目的となる動産をいう。

二　荷主　運送契約を締結する相手方をいう。

三　荷受人　貨物の受取人として荷主が指定する者をいう。

四　運賃　運送の対価をいう。

五　料金　運賃以外の金銭をいう。

六　荷造り　運送に耐えるように貨物を包装し、梱包し、又は容器に収めることをいう。

七　荷役　貨物の積み、降ろし、荷揃え、荷卸し、仕分け、倉庫への入庫、倉庫からの出庫、倉庫内の移動、倉庫内における貨物の保管その他の作業をいう。

八　天災　地震、雨水、雪、雷、風、津波、高潮、洪水、火山の爆発その他の自然現象をいう。

九　公共の秩序　法令、公序良俗、国際的な信用その他の社会的な秩序をいう。

2　当社が運送契約を締結するに当たり、この約款によらない旨の申し出をしたときは、その申し出の内容が、この約款に優先して適用されるものとします。

（附帯業務等）

第四条　当社は、この約款に定める運送業務のほか、荷造り、荷役、倉庫業務、貨物の保管、貨物の仕分け、貨物の積み替え、貨物の集荷、貨物の配達、貨物の引渡し、貨物の代金の回収、貨物の情報の提供、貨物の保険の引受けの代理、貨物の通関手続の代行、貨物の検品、貨物の検量、貨物の検数、貨物の検査、貨物の検品の代行、貨物の検量の代行、貨物の検数の代行、貨物の検査の代行、貨物の梱包、貨物の荷造り、貨物の荷揃え、貨物の荷卸し、貨物の荷役